

## 改正ニュージーランド租税条約の利子条項

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

平成24年12月に日本とニュージーランドの改正租税条約（以下「改正条約」という。）が署名された。現行の租税条約（以下「現行条約」という。）は昭和38年に署名されたもので、利子条項及び使用料条項のない旧型の条約であったが、改正条約では利子に関する規定が複雑なようであるが、どのような内容なのか。

### 〔ポイント〕

- 1 改正条約の概要
- 2 改正条約の利子条項

### 〔検討〕

#### 1 改正条約の概要

事例にもあるように、現行条約は、昭和38年に署名された古い形の租税条約で、第2条の一般的定義に、「居住者」及び「恒久的施設」が規定され、利子条項及び使用料条項がない。

平成24年12月に改正署名が行われ（平成25年8月現在未発効）、発効後に適用となるが、改正条約は、サービスPEに関する規定を導入したこと、配当、利子、使用料所得に限度税率を設け、親子間配当（6か月以上10%所有要件）は免税、一般配当15%、利子所得は原則10%の限度税率で政府等の免税、使用料所得の限度税率は5%となった。

さらに、相互協議手続における仲裁規定（改正条約第26条第5項）、租税徴収における支援（改正条約第28条）等、我が国にとって最も新

しい租税条約という形態になったのである。

#### 2 改正条約の利子条項

改正条約第11条（利子条項）第2項は、源泉地国における限度税率を10%と定めている。そして同条第3項において利子所得が条約免税となる場合を次のように定めている。

「第3項 第2項の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であって、当該利子が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

(c) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である金融機関であって、当該利子の支払者と関連せず、かつ、当該利子の支払者と全く独立の立場で取引を行うものである場合（この条の規定の適用上、「金融機関」とは、銀行又は金融市場において資金を借り入れ、若しく

は有利子預金を受け入れ、かつ、これらの資金を資金の貸付けを行う事業において利用することによってその利得を実質的に取得する他の企業をいう。）」

この第3項の規定の(a)は、政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行等の政府が全面的に所有する機関の受け取る利子については、源泉地国免税を規定したものである。

同項(b)は、政府系金融機関等により保証された債権等に対して支払われる利子に関して源泉地国免税を規定したものである。

同項(c)は、利子の受益者である金融機関が、利子の支払者と第三者の関係である場合で、その場合の金融機関については、上記の(c)に定義のあるとおりである。すなわち、ここに規定する金融機関の受け取る利子については、原則として条約免税ということである。

利子条項では、限度税率を10%と定め、政府等及び所定の金融機関については、条約免税とすることが定められている。しかし、利子条項第5項では、ここに規定する利子については、第3項にかかわらず、10%で課税することが規定されている。この規定は、米国・ニュージーランド租税条約の利子条項と同様の規定である。

〔a) ニュージーランドにおいて生ずる利子については、当該利子の支払者が当該利子に関して認定発行者課金を支払わない場合。ただし、ニュージーランドが認定発行者課金を課さない場合、当該利子の支払者が認定発行者課金の支払を選択することができない場合又は当該利子に関して支払われるべき認定発行者課金の率が当該利子の額の2パーセントを超える場合には、この(a)の規定は、適用しない。この条の規定の適用上、「認定発行者課金」には、ニュージーランドにおいて生ずる利子の支払者によって支払われるこれと同一の又は実質的に類似する課金であって、この条約の署名の日の後にこれに代わって制定されるものを含む。

(b) 当該利子がバックトゥバック融資に関する取決めその他これと経済的に同等であり、かつ、バックトゥバック融資に関する取決めに類似する効果を有することを目的とする取決めの

一部として支払われる場合〕

なお、この上記(b)については、改正条約議定書10において、「〔バックトゥバック融資 (back-to-back loans) に関する取決め〕とは、特に、一方の締約国の居住者である金融機関が他方の締約国内において生じた利子を受領し、かつ、当該金融機関が当該利子と同等の利子を当該一方の締約国の居住者である他の者（当該他方の締約国内から直接に利子を受領したならば当該利子について当該他方の締約国において租税の免除を受けることができなかつたとみられるものに限る。）に支払うことを内容とする全ての種類の取決めをいうことが了解される。』と規定されている。

この(a)の規定は、ニュージーランド国内法において、同国から非関連の非居住者からの融資に対して利子を支払う場合、同国において課税免除となるために認定発行者の申請を課税当局に行うことになる。なお、この場合、認定発行者は、登録された証書の金額の2%を認定発行者課金として支払う義務がある。したがって、同国においてこのスキームに外れる場合は、10%の課税ということになる。

(b)の規定は、バックトゥバック融資に関するものである。この方式は、一般的には、両国の親会社同士が異なる通貨建てのローンを供与し、これを相手国に所在する子会社に転貸する形態である。この改正条約の規定は、利子所得の条約免税を受けることができる金融機関を間に挟むことで租税回避を防止したものと見えよう。なお、日豪租税条約第11条第4項及び同租税条約議定書15にも同様の規定がある。